

②委託費（検査・寝具・清掃・洗濯・器械補修）に対する税務調査のポイント

委託費の税務調査で確かめられる項目を列挙してみると、たとえば次のとおりです。

- 架空、仮装計上の有無
- 家事使用等、業務外使用の有無
- リベートや値引き処理等の妥当性
- 委託費計上の根拠資料（契約書・納品書・請求書・領収書等）の整備状況
- 期間計上の妥当性（翌期以降の損金となる前払部分の有無）

委託費の場合、検査委託や歯科技工委託のような医療収益に比例して、増加する変動費的なもの、給食委託や寝具委託、洗濯委託のように相当程度収益との相関関係が認められるもの、一方、月極めで保守委託契約を結んでいる器械保守委託料のように収益とは直接無関係な固定費的なものなど、発生形態はさまざまです。

したがって、税務調査の際には上記の項目につき委託費の発生態様それぞれに応じた調査がなされます。

① 月極め・年契約の委託費の調査

月極めや1年契約、場合によっては複数年契約の委託費の場合、まず契約書の提出を求められ、契約書の内容が吟味されます。契約書の相手先は実在し、委託業務の内容と金額は妥当であるか、実際の支払いと合っているか、また、数年契約を一括で支払っている場合には未経過分につき前払処理しているか確かめられます。

② 収益と比例するもの、相関関係があるもの

①のような契約に基づく定額の支払いではなく、委託量に応じて委託費を支払うケースでは、納品書・請求書・領収書等の証憑を中心に計上の妥当性が確かめられます。

その際には、先方への反面調査データや、収益とのバランスなどの分析データが活用され、異常点があれば重点的に調査されます。特に不正経理として問題となるのは、やはり水増し・架空計上および家事使用の混入といったところでしょう。

(3)人件費

給与費（職員給与賃金・退職金・法定福利費）に対する税務調査のポイント

給与費のうち、法定福利費は比較的問題となる点が少なく、給与費で特に問題となるのは、アルバイト等を使った架空人件費の計上、専従者への不相当に高額な給与の支払い、非常勤者の給与源泉の率や交通費の問題などです。

一般的には次の留意点に基づき調査が進められます。

- 源泉所得税を免れる為に給料手当等を過少に計上し、差額を別途賃金から補充していないかどうか
- 他の経費科目に仮装した支出はないかどうか
- 専従者の業務内容は給与額に見合っているか

(4)一般管理費

①減価償却費に対する税務調査

減価償却費の計算は毎期同様であり、かつ単純・機械的であるので、前期の計算に準じて行われてしまう傾向があるので、税務調査時において、減価償却資産自体に変化があった場合、法定耐用年数が変わった場合等、減価償却の計算が適切に行われているか調べられます。

②修繕費に対する税務調査の対処法

①資本的支出と修繕費との区分

修繕費は特に資本的支出と修繕費の区分が難しく、厳密にして正確な資本的支出と修繕費との区分が不可能なため、税務調査時において、修繕費を資本的支出として否認されるケースが多いようです。

②多額の修繕費をピックアップすること

修繕費勘定を分解して、そのうち1回の修繕費が多額であれば、大規模修繕が含まれている可能性が高いので、その内容に応じた処理を行い、会計処理時において、工事見積書、請求書等の内容をチェックする必要があります。

③旅費交通費に対する税務調査のポイントと留意点

旅費交通費の場合のポイントには、下記のようなものがあります。

- 業務上必要なものであるか
- 実際に要した金額に限られるか